

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分について、開示すべきである。

- 1 契約年月日及び物件の移転期限
- 2 補償対象物件の存する土地の公簿上の地目及び現況地目
- 3 補償対象物件に係る補償の種類、数量及び単位

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年宮城県条例第60号）による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年9月13日付で「川崎町大字前川字館山地内がけ崩れ防止工事に伴う用地買収契約書類（平成13年及び14年施行）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、請求者の請求の趣旨を踏まえ、本件開示請求に対応する行政文書として、「川崎町大字前川字館山地内がけ崩れ防止工事に係る物件の移転料その他通常受ける損失に関する契約書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成14年9月27日に異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号に該当する。

「個人の財産に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報が含まれるため」

- 3 異議申立人は、平成14年10月1日に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述及び審査会に提出された意見書で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件行政文書に係る工事に関して、一部地権者に対して特別な補償等がなされている疑いがあるので調査してほしいとの住民からの匿名投書が寄せられている。具体的には、町有地を不法に占有している物件（以下「不法占有物件」という。）に対して補償がなされたのではないかとの疑義がある。そこで川崎町に調査照会したところ、当該投書を裏付ける回答を受けたため、関係の契約書等についての開示請求を行ったものである。今回の部分開示では、資料不足で調査できない。

実施機関が述べているように、「個人の財産に関する情報であって、特定の個人が識別される情報が含まれているため」部分開示の判断がなされていることは、納得に難くない。しかしながら、個人の権利も無制限ではなく、本件の事例のように公共の福祉に密接に関連する場合には、個別に判断されるべきであると考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 急傾斜地崩壊対策事業について

本件行政文書に係る事業は、急傾斜地崩壊対策事業と呼ばれ、民家の近隣にあ

る急傾斜地の崩壊を防止して住民の生命，財産を守るために行われるものである。

この事業においては，受益者（事業の実施により急傾斜地の崩壊の危険から保護される住民）と当該急傾斜地の所有者とは必ずしも一致しないことから，基本的に用地は取得せず，工事の支障となる物件を補償した上で使用貸借により必要な用地を借用して，当該急傾斜地を保護する工作物を設置する。なお，受益者は全体事業費のうち一定額を負担することとなっている。

2 公共事業の施行に伴う損失補償について

本件事業に限らず，土木部施行の公共工事において支障となる建物，工作物，立木等については，公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和38年7月24日訓令乙第474号）に基づき損失補償を行うことになるが，基本的な考え方は，工作物等は移設に必要な費用を補償し，立木は伐採及び撤去に必要な費用を補償し，庭木等は移植又は伐採に必要な費用を補償することになる。なお，工作物で移設が不可能なものについては，新設及び撤去の費用を補償する。

異議申立人は不法占用物件について補償が行われたことが不当である旨主張しているが，この点については本県の補償事務の考え方からは，正当に事務が執行されたものと解している。すなわち，本県では，公法上の制限に違反する物件の補償については，補償対象物件に対する規制を定めた関係規定等により，当該公法上の管理者が撤去等の措置を執ることが可能であっても，このことと土地収用法の規定に基づいて土地が収用される結果として，当該物件の移転が必要とされることとは元来何の関係もなく，したがって，当該関係規定において措置し得ることを根拠に不法占用物件の補償を否定することはできない，といういわゆる積極説を採用している。この考え方は，本県収用委員会の昭和37年2月19日収用裁決において明らかにされている。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から，個人のプライバシーについては最大限に保護しなければならない。本件行政文書においても，契約者の住所，氏名，補償項目，補償金額等の記載があり，これらの情報から直接的に特定の個人が識別され得るものと考えている。したがって，これらの特定の個人を識別し得る情報は条例第8条第1項第2号に該当するものとして非開示とし，契約書の

様式部分，事業名及び契約書別表第2中「土地の表示」の町名までを開示したものである。

なお，補償対象物件に係る補償の種類，単位及び数量については，公表することにより個人が特定されるのみならず，正確な補償金額の特定には至らないものの，関係者による補償金額の推定がなされることにより，個人の権利利益が害されるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は，柴田郡川崎町における館山急傾斜地崩壊対策事業の工事施行に支障となる物件の損失補償契約の際に，県と被補償者との間で締結された13件の「物件の移転料その他通常受ける損失に関する契約書」である。

本件行政文書は契約の相手方にかかわらず共通の様式で作成されており，実施機関は，この定型的な部分については本件処分において開示している。一方，各契約相手方によって記載されている情報が異なる情報のうち，実施機関が非開示とした部分は，以下のとおりである。

- (1) 契約相手方の住所，氏名及び印影
- (2) 契約年月日及び物件の移転期限
- (3) 補償対象物件の存する土地の表示のうち大字名以下の部分，当該土地の公簿上の地目及び現況地目
- (4) 補償対象物件に係る補償の種類，数量及び単位

(5) 補償金額及び補償金の前払い金額

なお、実施機関は、対象行政文書のうち川崎町に対して補償を行った契約については、当該契約書の全てを開示していることから、以下では当該文書を除いて検討する。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示とすることとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「口 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関は、本件行政文書について、定型的な様式及び物件の所在の町名以外は本号に該当するとしていることから、以下、その該当性を2に掲げた項目毎に検討する。

なお、実施機関は、対象行政文書に含まれる非開示情報について個別判断を経ずに、総体として個人に関する情報であり、特定の個人が識別し得ると主張する。しかし、原則開示を定めた条例の精神からは、個別の非開示情報毎に条例第8条

第1項第2号該当性を個別具体的に判断すべきものであり、この点について実施機関の主張は失当である。

(1) 契約相手方の住所、氏名及び印影

契約相手方の住所及び氏名については、公開することにより特定の個人が識別され得ることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

また、契約相手方の印影については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る場合もあるが、特定の個人が識別されない場合であっても、公開することにより、偽造等悪用により個人の権利利益が害されるおそれのあるものとして、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

(2) 契約年月日、物件の移転期限

実施機関は契約年月日及び物件の移転期限について、対象行政文書のうち一部を非開示としたものが11件と限定される中で、平成13年度の契約は1件であり、現地での物件の移転状況と組み合わせることにより間接的に特定の個人を識別し得ると主張する。

条例第8条第1項第2号にいう「特定の個人が識別され」得る状況とは、対象行政文書に記載された情報と他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される状況をいうと解される。ここでいう「他の情報」とは、実施機関は、現地における物件移転の実施状況との組合せにより、特定の個人が識別され得る旨を主張する。この点について検討すると、現地での物件移転の実施状況は、当該地域の事情によほど精通し、かつ常に地域を観察している者でなければ把握できない情報であり、そのようなごく限られた者のみが入手可能な情報と組み合わせることで個人が特定されることを認め、非開示とすることは、原則開示を定め、県民の知る権利を尊重する条例の趣旨を没却することになる。このため、本件行政文書に記録されている情報を公開することにより、個人が識別され得るか否かは、地域の実情に精通している者が知り得る情報との組み合わせではなく、あくまで一般の県民が通常和努力を払えば入手可能な情報との組み合わせにより判断すべきである。このような観点から個人の識別性を検討し

た場合、契約年月日及び物件の移転期限と他の情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別されるものとはまでは言えず、かつ、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるとする特別な事情も認められないことから、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが適当である。

(3) 補償対象物件の存する土地の表示のうち大字名以下の部分、公簿上の地目及び現況地目

実施機関は、補償対象物件の存する土地の表示のうち大字名以下の部分、公簿上の地目及び現況地目について、公開することにより特定の個人が識別され得ると主張する。

補償対象物件の存する土地の表示のうち大字名以下の部分については、当該補償対象物件の存する土地の地番までが記載され、公図及び登記簿等と組み合わせることにより、当該土地の所有者その他登記簿の乙区に記載される権利者が識別されることとなるが、被補償者は使用貸借や賃貸借等登記簿に記載されない権原によって当該土地に補償対象物件を設置している可能性もあり、被補償者と当該土地の所有者は必ずしも一致しないものである。

このような観点から個人の識別性を検討した場合、補償対象物件の所在する土地の地番と他の情報と組み合わせることにより、上記(2)にいう一般の県民にとって、特定の個人として被補償者が識別されるものとはまでは言えないが、一方、当該地域の住民にとっては、当該土地の所有者と実際の使用者を知ることが容易であり、逆に補償対象物件の存在する正確な地番が判明すれば、当該事業に係る被補償者が正確に把握することが可能になり、誰が補償を受けたかという事実を把握し得ることとなる。

このような事情を鑑みれば、補償対象物件の存する土地の表示のうち大字名以下の部分については、一般の県民にとって特定の個人を識別することはできないが、なお被補償者の権利利益が害されるおそれがある情報として、条例第8条第1項第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものとして、非開示とすることが適当である。

また、公簿上の地目及び現況地目については、上記から土地の地番を公開しないのであるから、公簿上の地目であっても公表された情報であるということ

はできない。たとえ現地の状況から、現況地目と照らし合わせて土地を特定する者がいる可能性があるとしても、上記(2)のとおり、一般の県民の個人識別可能性はないものと言わなければならない。したがって、公簿上の地目、現況地目及び他の情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別されるものとはまでは言えず、かつ、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとする特別な事情も認められないことから、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが適当である。

(4) 補償対象物件に係る補償の種類、数量及び単位

実施機関は補償対象物件に係る補償の種類、数量及び単位について、11件の補償内容がそれぞれ異なり、これらの情報と移転状況等の情報を組み合わせると、間接的に特定の個人が識別され得るおそれがあるとする。また、正確な補償金額の特定には至らないまでも、補償金額の推定がなされることにより、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとする。

対象行政文書を分析すると、これらの情報のうち数量及び単位については、具体的な数値は記載されておらず、特定の個人の識別及び補償金額の推定等は不可能であるので、条例第8条第1項各号に該当しない情報であり、開示する必要があるものと考えられる。

また、補償対象物件に係る補償の種類については、「用材林伐採補償」、
「立木移植補償」等、大まかな種類を示すにとどまっており、上記(2)にいう一般の県民がこれらの情報と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人を識別することは不可能であると考えられる。また、地域住民といえども補償対象物件に係る補償の正確な種類、数量等が把握できないことには、およそ補償金額の算定は不可能であり、また、本件の対象行政文書については、数量等の表記が具体的ではないことから、被補償者の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

したがって、補償対象物件に係る補償の種類、数量及び単位については、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが適当である。

(5) 補償金額、補償金の前払い金額

補償金額及び補償金の前払い金額については、個人の収入に関する情報であ

り、条例第8条第1項第2号にいう「個人に関する情報」であることは明らかであるが、上記(2)のように一般の県民を基準に考えれば、金額から被補償者を識別することは困難であると言わなければならない。しかし、上記の個別の判断を総合すると、地元の関係者においては被補償者が誰であるか認識している可能性は否定できず、そのような地元関係者の間にあっても、むしろ地元関係者だからこそ、被補償者が補償金額を知られたくないと考えることは自然なことであり、そのような被補償者の期待は保護されるべきである。したがって、補償金額及び補償金の前払い金額は、特定の個人が識別されないが、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報として、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

4 公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、個人情報が含まれている文書について部分開示の判断がなされていることは納得に難くないが、個人の権利も無制限ではなく、本件の事例のように公共の福祉に密接に関連する場合には、個別に判断されるべきであるとしており、この点については、審査会において本人から直接意見聴取した際に、具体的には条例第8条第1項第2号に該当する場合であっても、条例第10条に基づき、公益上の理由から開示すべきである旨を主張しているものと解されたことから、以下では同条該当性について判断する。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合で、当該情報を公開することについて「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第8条により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

また、この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになるが、当該非開示情報が個人に関する情報である場合は、条例第

3条第1項後段の趣旨に照らし、個人に関する情報については十分に保護されるよう最大限の配慮がなされることが必要である。

これを本件について見ると、異議申立人は公益上の理由として特定被補償者に対する優遇という疑惑の真相解明等を挙げているものと思われるところ、上記3における判断のとおり、本件行政文書には個人に関する情報が含まれており、これを何人にも公開することにより、個人情報として保護されるべき権利利益が侵害されてまでも優越すべき公益上の理由があるとは言えないことから、条例第10条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書について、条例第8条第1項第2号を理由に部分開示としたことは、一部妥当ではない。

したがって、審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 10 . 11	諮問を受けた。(諮問第108号)
14 . 10 . 29	異議申立人からの意見書を受理した。
15 . 9 . 22 (第185回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 10 . 7 (第186回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 10 . 28 (第187回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
15 . 11 . 17 (第188回審査会)	実施機関(土木部用地課)から非開示理由等を聴取した。
15 . 12 . 1 (第189回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 12 . 15 (第190回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 1 . 20 (第191回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

(平成16年2月9日現在)